

令和5年5月10日

保護者様

兵庫県立川西北陵高等学校
校長 細見 伸広

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の提出書類について(お願い)

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、県教育委員会より4月28日付けで「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知があり、令和5年5月8日から出席停止の措置について変更になります。

これを受けまして、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、これまでのインフルエンザに罹患した場合と同様とし、学校において予防すべき感染症として以下のものを提出していただくことになります。

記

1. 「感染症に係る治癒報告書」(保護者による報告及び署名)

*本校ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。

2. 医療機関発行の処方薬の説明書または通院履歴のわかるもの(生徒の名前と日付が記載されたもの)

(検査キットによる罹患の判明については、医療機関に必ず相談してください。)

<参考資料1>

学校感染症の分類と出席停止期間

分類	感染症の名称	出席停止期間
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで(発症した日は 0 日目とする)
	百日咳 <small>ぜき</small>	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発生した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか) <small>ふうしん</small>	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで(発症した日は 0 日目とする)
注)「結核」「髄膜炎菌性髄膜炎」を除く第二種感染症については、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※下記に説明)	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症

- 溶連菌感染症…適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経過して全身状態が良ければ登校可能
- マイコプラズマ感染症…急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
- 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)…下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

上記以外にも、感染症となる疾患があります。